

学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループについて

1. 目的

令和5年5月の私立学校法改正に伴い、学校法人会計基準を私立学校法に位置づけたことから、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」において会計基準の改正内容を検討し、報告書を取りまとめた。当該報告書において、セグメントの原則的な配分基準として定める「経済実態をより適切に表す配分基準」の検討が別途必要であるとされているほか、継続的な議論が必要とされている論点が記載されている。

これらを踏まえ、私立学校の特性を踏まえつつ、セグメントの配分基準及びその他検討が必要な事項を検討することを目的に、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会について」(令和5年5月18日 令和6年1月〇日一部改正 高等教育局長決定)3.(3))に基づき、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」の下に、ワーキンググループ(「学校法人会計基準の諸課題に関する検討ワーキンググループ」と称する。)を設ける。

2. 検討事項

(ア) セグメント情報における配分基準(「経済実態を適切に表す配分基準」)

- ・ 人件費の配分基準(複数セグメントを兼務する教員、管理部門の職員、附属病院人件費等)
- ・ 共通経費(光熱水費、減価償却費、支払利息等)の配分基準
- ・ 「学校法人」部門の配分基準 等

(イ) その他検討が必要な事項

- ・ セグメント情報における例外的な配分基準の取扱い
- ・ セグメント情報における貸借対照表項目や収益事業の在り方
- ・ 事業活動収支計算書の様式(経年比較)
- ・ 子法人・出資による会社情報の開示の在り方
- ・ 計算書類の簡素化 等

※ (ア) について優先して検討し、その後(イ) について検討する。

3. 実施方法

- ・ 有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- ・ 必要に応じ、有識者以外の者にも協力を求める。

4. スケジュール (案)

令和6年1月 WGのメンバーの人選を行いWGを立ち上げ、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」にメールで報告。



令和6年2月～ 第1回WG(以降、月に1回のペースでWG開催)。
第1回は、論点整理。第2回以降、個別の論点について審議。



令和〇年〇月 新基準案の審議状況を「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」に新基準案を中間報告。



その後、新基準案を取りまとめ、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」に上げて、決定する。

この際、十分な審議時間を確保する。



新基準案を取りまとめた後、その他の検討課題について検討を進め、まとまり次第、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」に上げて、決定する。